

平成 27 年度 第 1 回健康福祉審議会 議事録

日 時：平成 27 年 5 月 22 日（金） 13：30～15：00

場 所：加賀市市民会館 3 階 大ホール

出席者：別紙のとおり

1. 開 会

2. 委員の委嘱

3. 開会の挨拶

4. 役員選出

5. 議 題

(1) 健康福祉審議会及び各分科会について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料 1）

(2) 各分科会に属すべき健康福祉審議会委員について

(3) 各分科会委員の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料 2）

(4) 諮問事項について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料 3）

(5) 平成 26 年度の活動報告及び計画の重点事項と

平成 27 年度の取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・（資料 4）

① 健康福祉審議会

② 高齢者分科会

③ 障害者分科会

④ こども分科会

⑤ 健康分科会

6. 閉 会

※ 出席委員 13 名・欠席委員 2 名で、規定により会議は成立した。

高川部長：本市の福祉行政に多大なご支援を賜わり、感謝を申し上げます。3 年間の任期で健康福祉審議会委員を引き受けていただいた。引き続き就任された方もいらっしゃるが、新たに引き受けていただいた方もいらっしゃるの、少し健康福祉審議会について説明させていただく。

審議会は市の条例により設置している。施策を進めるにあたり、高齢、障がい、こども、健康の 4 つの分科会を設けている。その内容を報告しながら地域福祉の施策全体についての審議をいただきたい。昨年度は、地域福祉計画をはじめ、高齢者及び介護保険に関する計画、

障がい者福祉での計画、母子保健分野での計画、子ども・子育て支援分野での計画、健康分野での計画を策定させていただいた。計画の周期は3年、5年、10年とあるが、昨年度はこれらの計画が重なり策定させていただいた。

本年より計画に沿って事業展開して参りたいと思っている。本日は初回であり役員の選任をさせていただき、内容についてご意見をいただきたいと思っている。

健康福祉施策は、行政の根幹であると思っている。住民の思いが多い分野であろうかと思っている。ご多用中とは思いますが、委員の皆様の豊富な経験に基づく意見等をいただくことをお願いさせていただく。

役員選出

審議会条例第5条第2項の規定により互選となっている。

「事務局一任」との意見があり、会長を加賀市社会福祉協議会からの選出委員である上出委員に、副会長を加賀市医師会からの選出委員である松下委員に決定する。

議題1 「健康福祉審議会及び各分科会について」

健康福祉審議会及び各分科会の概要について

組織図

本審議会の設置及び所掌事務について

分科会について

議題2

「各分科会に属すべき健康福祉審議会委員について」

上出会長より、指名する。

高齢者分科会に属すべき委員として、松本 吉弘委員

障害者分科会に属すべき委員として、西野 忠夫委員を、

こども分科会に属すべき委員として、山下 悟委員を、

健康分科会に属すべき委員として、山村 英喜委員と、中谷 作生委員を指名する。

議題3

「各分科会委員の推薦について」

担当課長より説明し、審議会長より推薦することとする。

議題4

「諮問事項について」

条例第2条の規定のとおり、市長の諮問事項に応じ、調査審議をすることとしている。

条例に規定されていることについて諮問させていただくこととする。

- ・地域福祉に関する事項

- 高齢者に関する事項
- 障がい者に関する事項
- こどもに関する事項
- 健康に関する事項
- その他健康および福祉施策の推進に関する事項

以上6点について、本規則第2条に基づき各分科会へ付議したい。

諮問事項の詳細については、議題5で説明を行う。

議題5

「平成26年度の活動報告及び計画の重点事項と平成27年度の取り組みについて」
26年度の活動報告として、本審議会で審議をいただいた「地域福祉計画」と、各分科会で審議をいただいた、「障がい者計画・障害福祉計画」「高齢者お達者プラン」「子ども・子育て支援事業計画」「健やか親子21」の5つの計画の策定、それに伴う審議会・分科会の開催状況についての報告を行った。

27年度の取り組みとして、計画に伴う施策等について説明する。（資料4参照）

◆質疑応答

沼田委員：高齢者お達者プランの概要版は、市民の視点で作成されており、すばらしいと思った。特にマップがすばらしい。他の分科会の様式の統一化に欠ける。統一して作成するとよいと思った。

子ども・子育て支援事業計画の概要版は、まだできていないとのことであるが、読みにくい。

サービス利用者の視点の1号認定、2号認定、3号認定の意味は何か。委員の皆さまは理解しているか。

概要版とは、「市民にわかっているか。」ものであり、数字より、「何があるのか」が分かることが重要であり、いっそうの工夫があればと思った。

加賀市健やか親子21の概要版の「3子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」で地域の目標値の「育児について相談相手のいる親の割合を増やす。」等において100%にするというのは、目標の立て方について疑問視するところがある。

最後の3%程度、絶対100%にならない。99.8%は、ほぼ目標に達している数字である。これから目指す目標設定として、少し違う目標設定がないと思うが、非常にわかりにくい視点ではあるが、相談相手はいるが、相談者が納得するという部分で、たとえば「相談の質」を評価項目に立てる考え方もあると思うが。

加賀市妊娠・出産包括支援事業についてであるが、言葉の使い方が平坦な傾向にあると感じるところがある。助言指導は、行政で使いがちではある。**指導**という言葉を使うことが懸念される。

高川部長：概要版の様式に統一性が欠けているのは、理解している。内容によっては表しに

くい分野もあるが、今後の検討課題とさせていただく。行政用語というものもあるが、今後、わかりやすい言葉を使っていくよう心がける。

奥村子育て支援課長：子ども・子育て支援事業計画については、指摘いただいた点を参考にわかりやすい表現で進めて参りたい。表現については、1号認定は、満3歳以上で幼稚園を必要とする方、2号認定は、満3歳以上で保育所、3号認定は、3歳未満で保育所に行きたい方のことになる。今後、表現について改正していきたい。

小荒健康課長：概要版は、計画策定に際しての、協議に使用するものとして出させていただいた。市民への周知として出したものでない。必要があれば、市民によりわかりやすいものを考えていきたいと思う。

3子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりでの評価の視点については、健康分科会等で助言をいただきながら、評価指標も含め協議をして参りたい。

最後の、**加賀市妊娠・出産包括支援事業**についても、27年度の取り組みとして、またたたき台であり、市民に伝えるときに、市民目線での周知を図ることを検討し、完成させていきたい。

沼田委員：あえて、行政用語を使っていかないと、微妙な、重要な部分がわかっていただけないと思うが、**指導**は上から目線であると思われる。あくまでも私見であるが。

松下委員：地域福祉コーディネータブランチは、いい案であるが、どのようなところに委託するのか、またどういう機能があるのか。もう1点は、医師会でも意見があがっているが、健康分科会とこども分科会の子どもの健やかな成長を見守るしくみが重なっている部分がある。虐待に対し、子どもを守っていくという部分についての分科会としてのすみわけをした方が良いと思う。協働で進めていくのであれば、そのような方向性を示すべきである。

山下地域包括支援センター所長：**地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターのブランチは、加賀市内の介護保険事業所で、24時間、365日の相談体制をとっている地域密着型サービスとし、公募している。ブランチの機能として、今現在、高齢者の相談は、窓口として、地域包括支援センターのみで、受け付けておりますが、より身近な相談窓口として設置するもの。**

地域福祉コーディネーターの機能については、**お達者プラン**の概要版に掲載しているが、**地域の高齢者の相談機能として、困り事を解決するようなサービスにつなぐことを、地域福祉コーディネーターの役割としている。具体的な相談が無くても、基本チェックリストの回答から高齢者宅を訪問することも考えている。**

奥村子育て支援課長：児童の虐待については、相談の状況より、保育園、学校、訪問を行う保健センターなど、直接子どもに関わるものからの相談経路からという状況である。そういった中で、相談窓口を設け、要保護児童対策地域協議会という形で連絡体制を持ちながら児

童虐待等に対応して参りたい。

平井次長：子どもの健やかな成長を見守るしくみについては、健康の入り口からは、子どもの健康を重視しており、また、児童の虐待等の視点もある。要保護児童対策地域協議会で健康や子どもを含め各分野が連携しながら情報共有し、対策を行っていくことになり、それぞれの分科会で、育ち方、健康について議論していくべきであると考えている。

松下委員：やはり重なっている部分について工夫していただきたいと思う。

上出会長：事務局より説明のあったとおり、諮問事項を含めた案件の今後の審議については本規則第2条に基づき、各分科会に付議し審議するものとする。

山下委員：子どもの頃のいじめにより、不登校や閉じこもりになってしまった方もいらっしゃる。そのような子どものサポート体制を市で行っていただきたい。

平井次長：不登校になった事例は聞いている。以前は学校で抱え込んでしまっていた。今は、養保護児童対策協議会や、子ども支援相談室で個別の対応を行っている。また、要保護児童対策協議会の構成メンバーには、教育委員会も入っており、各メンバーが協力体制を取っている。体制については、今後拡大、拡充していきたい。

—閉会—